

越知町競争入札心得

越知町

(趣旨)

第1条 越知町発注の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）のうち電磁的記録を用いた競争入札（「電子入札」という。）以外のものの取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び越知町財務規則（昭和44年規則第10号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加できる者は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札においては、入札参加資格があるとの通知を受けた者
- (2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に、規則第69条（規則第80条において準用する場合を含む。）の規定により入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第69条の2（規則第80条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りではない。

※規則第69条 政令第167条の7第1項の規定による入札保証金の額は、当該入札金額の100分の5以上の額とし、納付書により納めさせるものとする。

※規則第69条の2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に越知町を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 落札者が契約をしないこととなるおそれがないと認められるとき。

※規則第69条の3 入札保証金の納付は、国債、地方債及び次の各号に掲げるものを担保として提供することをもって、これに代えることができる。（以下省略）

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、設計書、図面その他入札ごとに定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。

3 代理人が入札をするときは、委任状（押印の省略は不可）を入札執行者に提出してその確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。

4 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者又は入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものと取り扱う。

5 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。これらに関する入札執行者の指示に従わないときは、入札書投かん後であっても、入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

6 入札公告等において認める場合には、次の方法により、郵便等により入札することができる。

- (1) 入札書及び内訳書（第6条第1項に定めるものをいう。）は、入札件名（工事（業務）名及び工事（業務）番号等）、入札日時及び氏名（法人の場合は商号、名称等）を記載した封筒に入れ、これを封かんする。
- (2) 前号の封筒を更に別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、書留により入札期日の前日までに必着するよう郵送する。

(入札の基本的事項)

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下、「消費税相当額」という。）を差し引いた額を指名通知の際、町長が指定する入札書に記載して入札しなければならない。

2 入札書の金額は、1円未満の端数を付すことができない。1円未満の端数を付したものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。

3 入札書の記載事項のうち、金額は訂正することができない。

4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を

記載しなければならない。

- 5 前条第7項の規定による郵便等による入札にあっては、入札執行者がその場で開封して入札書を入札箱に投かんし、他の入札書と併せて開札する。
- 6 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。
- 7 次の場合には、入札は行わない。
 - (1) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき。
 - (2) 全ての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき。

(公正な入札の確保)

第5条の2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(内訳書)

- 第6条 一般競争入札及び指名競争入札において、入札者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした内訳書（以下「内訳書」といい、内訳書は第3項による工事費内訳書を含む。）を、第11条から第12条における落札者決定の際、入札執行者の指示に従い、提出しなければならない。
- 2 内訳書は、入札会場で作成することは認めず、その作成権限を代理人に委任することはできない。
 - 3 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札における内訳書は、町長が指定する工事費内訳書によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくてもよいものとする。

(入札の取りやめ等)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。
- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
 - (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(入札の辞退)

- 第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。
- 2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を入札執行者に直接持参し、又は郵送する（いずれの場合も、入札日の前日までに到達しなければならないものとする。）。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、当該入札書を無効とする。
- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書
 - (2) 誤字や脱字等によりその意思表示が不明瞭である入札書
 - (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書
 - (4) 定価格事後公表の入札（総合評価方式を適用した入札を含む。）において、予定価格を上回る価格の入札をした入札書
 - (5) 第6条第1項の内訳書を提出しないとき又は提出された内訳書に記載事項の不足や不備（必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や、入札金額と一致しないなど）があると判断されるとき（軽微な不足や不備は除く。）。
 - (6) その他、入札の諸条件に違反して無効と認められる入札書

(失格の入札)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。
- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
 - (2) 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき。
 - (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）が入札をしたとき。
 - (4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をしたとき。
 - (5) 所定の入札箱に投かんしなかったとき。
 - (6) 予定価格事前公表の入札（総合評価方式を適用した入札を含む。）において、予定価格を上回る入札書記載金額の入札をしたとき。

- (7) 最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をしたとき。
 - (8) 第14条のくじに参加しないとき。
 - (9) 明らかに談合によると認められる入札をしたとき。
 - (10) 総合評価方式を適用した入札において、失格基準相当価格を下回る入札書記載金額の入札をしたとき。
 - (11) その他、入札の諸条件に違反して失格と認められる入札をしたとき。
- 2 前項第6号に該当する入札を行った入札者で、事前公表されているにもかかわらずその価格で入札を行った理由書の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

(落札者の決定方法)

第11条 次条に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（以下、「最低の価格」とは、越知町にとって有利な価格をいう。）をもって入札した者を落札者とする。この際、入札執行者が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者に内訳書の提出を求め、入札額と内訳書記載の金額とが同額であることを確認のうえ、落札者とする。

(最低制限価格を設けた場合等の落札者の決定方法)

第12条 当該内容に適合した契約の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この際、入札執行者が予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者に内訳書の提出を求め、内訳書記載の金額と入札額とが同額であることを確認のうえ、落札者とする。

2 総合評価方式の落札者は、入札者の価格と、入札者の施工能力や配置予定技術者の能力その他当該工事の施工の評価を入札価格と併せて算定した評価値が最も高く、かつ、入札価格が予定価格と失格基準相当価格の範囲内である者とする。この際、入札執行者が最も高い評価値で入札した者に内訳書の提出を求め、内訳書記載の金額と入札額とが同額であることを確認のうえ、落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められるときはその者を落札者とせず、政令第167条の10の2第2項の規定により予定価格と失格基準相当価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最も評価値の高い者を落札者とする事ができる。

(落札宣言)

第13条 第11条から前条までにおいて落札となる入札があったときは、入札書記載金額に消費税相当額を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して、落札を決定する。

2 総合評価方式において落札となる入札があったときは、前項の規定によるほか当該落札者の評価点及び評価値を宣言しなければならない。

(同額等の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定方法)

第14条 落札となるべき同額の入札をした者（総合評価方式においては評価値が同じ者）が2人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。このとき、入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は、第10条第8号により失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。

(入札の保留)

第15条 予定価格書に瑕疵があるとき、又はやむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

2 前項により入札の保留を行ったときは、速やかにその対応を決定し、全ての入札参加者に通知しなければならない。

(再度入札)

第16条 開札の結果、落札となるべき入札がないときは、前条の規定による場合を除き直ちに再度の入札を行う。ただし、入札の辞退等により入札者が1者となったときは再度入札を行わない。

2 郵便等による入札を行い開札に立ち会わない者がいるときは、再度入札は日時を新たに決定して行わなければならない。

3 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。

4 再度入札においてその前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思表示があったものとみなす。

5 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 入札辞退として取り扱われた者
- (3) 入札の結果失格となった者

6 競争入札における再度入札に当たって、入札者は第6条の内訳書の提出を要しないものとする。

7 競争入札の再度入札によって落札者が得られたとき、落札者は第6条の規定に関わらず契約締結時に内訳書を提出しなければならない。

8 第1項の規定により再度入札を行っても落札者が得られないとき（入札の辞退等により入札者が1者となり、再度入札を行わないときを含む。）は、失格となった者を除き最低の価格（総合評価方式においては最高の評価値）の入札者から順次に随意契約の見積合わせを行うことができる。

9 前項の随意契約における予定価格書は、初度入札の予定価格書によらなければならない。

(更改入札等)

第17条 入札不調(第5条第7項の規定により入札が行われなかった場合(以下この条において「入札不成立」という。))及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。)の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことによる同一工事(業務等)に係る入札(以下「更改入札」という。)を行う。

(1) 一般競争入札

入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直したうえで改めて公告し更改入札を行う。

(2) 指名競争入札

新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。

2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の見積合わせを行う。

(1) 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者

(2) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札(再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。)を通じて、失格となった者を除き最低の価格(総合評価方式においては最高の評価値)の入札者

3 前項の随意契約における予定価格書は、その入札不調となった入札の予定価格書によらなければならない。

(契約書の提出等)

第18条 落札者は、落札決定の日から閉庁日を含む14日以内に、契約書の案に記名押印し、その他必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が別途その期日について定めた場合はこの限りではない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したものとして、政令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。

3 前項の随意契約の見積合わせは、第11条から第12条までの規定により、落札辞退者に次いで落札者となるべき者を相手方として行う。

4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執行により落札者を決定する。

(現場代理人・技術者届等)

第19条 建設工事において落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届等を提出しなければならない。

2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法(昭和24年法律第100号)に違反すると認められるときは、落札決定を取り消す。一般競争入札においては、前項の届出でその入札の参加申請時に届け出た配置予定技術者又は総合評価において配置予定技術者として届け出た現場代理人を理由なく変更したときも同様とする。

3 前項において落札決定を取り消す場合の取扱いについては、前条第4項の規定を準用する。

4 前3項の規定は、委託業務等において技術者等の届出が必要な場合(町長が指示する場合を含む。)に準用する。

(契約の保証金)

第20条 落札者は、契約の締結に際し、規則第85条により、契約の保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第86条の規定により免除された場合又は規則第86条の2の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

2 落札者は、契約の保証金の免除又は契約の保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに町長が指示する書類等を提出しなければならない。

※規則第85条 政令第167条の16第1項の規定による契約保証金の額は、当該契約金額の100分の10以上の額とし、納付書により納めさせるものとする。

※規則第86条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 財産の売払いの契約で売払代金が即納されるときその他これに類する場合で契約保証金を納付させる必要が認められないとき。

(2) 契約金額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約者が保険会社との間に越知町を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(4) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。

(5) 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6) その他特に町長が認めたとき。

※規則第86条の2 契約保証金の納付は、次に掲げるものを担保として提供することをもってこれに代えることができる。

- (1) 国債、地方債及び第69条の3第1項各号に掲げるもの
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下この条において「保証事業会社」という。）の保証
- 2 第69条の3第2項及び第3項並びに第69条の4から第69条の6までの規定は、契約保証金について準用する。（以下、省略）
- 3 第1項の規定に基づき、保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

（議会議決案件の契約の確定）

第21条 越知町議会の議決が必要な契約においては落札者といったん附帯条件付の仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年越知町条例第10号）の規定により越知町議会の議決を経た後に町長が効力発生通知を行うことにより、本契約として確定する。

（異議の申立て）

第22条 入札者は、入札後にこの心得、仕様書、設計書、図面その他入札ごとにあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（入札記録）

第23条 入札結果は、町長が指定する様式にとりまとめて公表する。

（材料等の購入）

第24条 落札者は越知町と契約する工事等に必要な材料等について、できる限り越知町内で購入するよう務めること。

附 則

（施行期日等）

- 1 この心得は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

（他の心得の廃止）

- 2 「指名競争入札者の入札心得」（平成25年6月1日施行）は廃止する。